

健康福祉委員会 令和2年9月14・15日
福祉部 資料 45 番
所管 介護保険課

大田区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

1 対象とする条例

大田区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
(平成30年3月12日条例第13号)

2 改正内容

- (1) 主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、事業所の管理者を介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）とする取扱いを可能とする。
- (2) 令和3年3月31日時点で介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）が管理者である事業所については、その者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予する。

3 改正理由

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の施行に伴い、規定を整備する。（管理者は主任介護支援専門員であることとする原則に対する例外を定める。）

4 施行年月日

令和3年4月1日。ただし、(2)については公布の日。

5 新旧対照表

新	旧
○大田区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例 平成30年3月12日 条例第13号 (管理者)	○大田区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例 平成30年3月12日 条例第13号 (管理者)
第5条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。	第5条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

新	旧
<p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、<u>介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。</u></p>	<p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員でなければならない。</p>
<p>3 （略） 付 則 （施行期日）</p>	<p>3 （略） 付 則 （施行期日）</p>
<p>1 （略） （管理者に係る経過措置）</p>	<p>1 （略） （管理者に係る経過措置）</p>
<p>2 <u>令和9年3月31日までの間は、第5条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第5条第1項に規定する管理者とすることができる。</u></p>	<p>2 平成33年3月31日までの間は、第5条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第5条第1項に規定する管理者とすることができる。</p>
<p>3 <u>令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「間は、」とあるのは「間は、令和3年3月31日までに介護保険法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第5条第1項に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が、介護保険法施行規則第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。）については、大田区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和2年条例第 号）による改正後の大田区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運</u></p>	<p>新設</p>

新	旧
<p><u>営に関する基準を定める条例」と、「介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第5条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。</u></p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>ただし、付則第2項の改正規定及び付則に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。</u></p>	